

第848回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成25年12月18日（水）午後1時30分から
場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第847回教育委員会会議録の承認について

4 第848回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

- (1) 民間人校長の選考結果について (教職員課)
- (2) 第7回大川小学校事故検証委員会の概要等について (義務教育課)
- (3) 教科書採択に関する請願への対応について (義務教育課)
- (4) 平成27年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について (高校教育課)
- (5) 宮城県いじめ防止基本方針について (高校教育課)

6 専決処分報告

- (1) 第344回宮城県議会議案に対する意見について (総務課)

7 議 事

- 第1号議案 県立特別支援学校学則の一部改正について (特別支援教育室)
- 第2号議案 平成27年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について (高校教育課)

8 課長報告等

- (1) 県費負担教職員の給与負担等の指定都市への移譲について (教職員課)
- (2) 平成24年度における児童生徒の問題行動等に関する調査（宮城県分）の結果について (義務教育課・高校教育課)
- (3) 平成26年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数について (高校教育課)
- (4) 高等学校入学者選抜審議会からの入学者選抜の改善に係る提言について (高校教育課)
- (5) 平成26年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について (高校教育課)
- (6) 気仙沼向洋高等学校の復旧に係る進捗状況について (施設整備課)
- (7) 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について (スポーツ健康課)

9 資料（配付のみ）

- (1) 平成27年度宮城県・仙台市公立学校教員募集案内について (教職員課)
- (2) みやぎ子ども読書活動推進ネットワークフォーラムについて (生涯学習課)

10 次回教育委員会の開催日程について

11 閉会宣言

第7回大川小学校事故検証委員会の概要等について

1 第7回大川小学校事故検証委員会の概要

(1) 開催日時及び場所

平成25年11月30日（土） 午後0時20分から午後5時30分まで
宮城県石巻合同庁舎 5階 大会議室

(2) 意見募集等でいただいた御意見等の反映

① 募集期間 平成25年10月25日から11月11日まで

② 寄せられた御意見の件数 69件

③ 主な御意見

- ・事故検証の趣旨（刑事捜査等との違い）について、丁寧に説明することが必要。
- ・「確からしさの度合」について、用語を定めるとともに、これを明示すべき。
- ・推定の根拠、個別調査の目的などは、丁寧に本文中に記載し、読者の理解を得られるようにすべき。
- ・学校周辺の地形などに関する基礎的な情報や裏山に児童・教職員が登った実績があることを事実情報に記載すべき。
- ・「当日の避難行動」について、実際に存在する証言を記載していないことは事実と反する。必要な情報が十分に記載されておらず、事実情報として不十分。「～のようである」など事実情報にはそぐわない表現が含まれている。
- ・「なぜなぜ分析」など、事故原因分析手法を活用すべき。分析に際して「これがダメだった」だけでなく「こうすれば良かった」という視点も入れるべき。

(3) 当日の避難行動とその分析

大川小学校付近における地震発生後の対応として、地震発生から津波来襲までの校内における対応についての事実情報（案）が報告され、これを分析するにあたっての素案として、以下のとおり10の論点が示された。

- ・教職員は、津波に関してどのような情報を得ていたのか。
- ・教職員は、津波来襲の危機感をどのくらい持っていたのか。
- ・避難するか否かの相談は、誰がどのように行ったのか。
- ・何をきっかけに避難開始を決定したのか。
- ・避難は、学校のみだったのか、地域住民と一緒にだったのか。
- ・誰が避難先を決定したのか。なぜ三角地帯だったのか。
- ・他にどのような避難先の選択肢があったのか。なぜそれらの選択肢は選択されなかったのか。
- ・誰がルートを決めたのか、なぜ、あのルートをとったのか。
- ・なぜ避難手段は徒歩だったのか。バス・車の利用は考えず。
- ・教職員は、どのように何の情報を得て「急いで」と指示したのか。

(4) 御遺族との意見交換

一部の御遺族からの要請により、御遺族と検証委員会がしっかりと向き合うことを目的として、対話の場が設けられたもので、意見交換の冒頭、御遺族から委員会あての公開質問状が提出された。

2 石巻市教育委員会と御遺族との話し合い

11月23日に河北総合支所において石巻市教育委員会と御遺族との話し合いが開催され、前回（9月8日開催）に引き続き、県教育委員会がその進行役を務めた。

宮城県教育委員会

委員長 庄子 晃子 様
教育長 高橋 仁 様

宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45

宮城県教職員組合 執行委員長 高橋 達郎



教科書採択に関する請願

【請願趣旨】

東日本大震災から、2年9か月が過ぎました。震災からの教育復興・教育条件の整備にご尽力いただいていることに感謝いたします。

2013年2月26日、宮城県議会に対し、新しい歴史教科書をつくる会宮城県支部より提出された「中学校の歴史・公民教科書の採択に関して宮城県教育委員会の指導強化を求める請願」は、10月30日開催の宮城県議会本会議において34対20で可決採択されました。

宮城県教職員組合は、県議会に対して、当請願の採択は市町村教育委員会の教科書採択の権限に踏み込み、政治の教育内容への介入に当たるものとして、慎重な審議と議員各位の良識ある判断を求めてきました。仙台弁護士会も111名の弁護士が、「本件請願を採択することは、教育への不当な支配であり、断じて許されない」「本件請願内容は教科書採択の中立性・公平性を欠く」として、採択しないよう求める要請書を出していました。

当請願を審議した県議会文教警察委員会の参考人質疑では、賛成側で意見陳述した石井昌浩氏さえも、県教委が比較段階評価資料を作成することは、「市町村教育委員会が法律に基づいて有する固有の教科書採択権限に抵触する恐れがある」と述べています。高橋仁教育長も、11月13日の県教育委員会後に「選定権限は市町村教委にあり、優劣を県教委として決めることはできない」と答えています。

請願には特定の関係団体の教科書採択に誘導しかねない内容が含まれており、教科書採択の公正・中立性を侵害するものとして重大な懸念を抱くものです。教科書採択は法律に基づき、各市町村教育委員会の独立性と自主性のもとに、その責任において行われるべきものです。

また、日本政府も採択に賛成した国連・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」の「Ⅷ 教員の権利及び責務 職業上の自由」の61で「教員は、生徒に最も適した教具および方法を判断する資格を特に有しているので、承認された計画の枠内で、かつ、教育当局の援助を受けて、教材の選択および使用、教科書の選択ならびに教育方法の適用にあたって、不可欠の役割を与えられるものとする」と規定されています。教科書採択に当たっては、今後も学校現場教職員の意見を反映されるシステムを維持するよう市町村教育委員会に働きかけることを求めるものです。

以上の理由により以下のことを請願します。

【請願事項】

1. 県教育委員会は、公正・中立の立場で教科書採択の資料を作成すること。
2. 県教育委員会は、文科省検定済みの教科書に対して「比較段階評価資料」の作成は行わず、これまでどおり、記述のわかりやすさ等の文章で示し、優劣をつけないこと。
3. 教科書の採択に当たっては、ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」に則り、各市町村教育委員会に対して、学校現場の教員の意見を反映させる制度を維持するよう働きかけること。



平成２７年度宮城県立中学校入学者選抜方針及び選抜日程について

1 平成２７年度宮城県立中学校入学者選抜方針について

平成２７年度宮城県立中学校入学者選抜方針

宮城県立中学校における入学者選抜は、中学校及び小学校の教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 県立中学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、小学校にあっては調査書等作成のための委員会を、県立中学校にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

2 選抜方法

- (1) 入学者の選抜に当たって、県立中学校長は、調査書及び適性検査の結果を資料として、出願者の能力や適性等を総合的に判断するものとする。
- (2) 適性検査
 - ア 検査は、総合問題、作文及び面接とする。
 - イ 総合問題は、与えられた課題を理解し、これまでの体験や身に付けてきた力を基に、論理的に考え、的確に判断し、解決する力や表現する力等を見るものとする。
 - ウ 作文は、与えられた課題について、自分の考えや思いなどを的確にまとめ、文章で表現する力を見るものとする。
 - エ 面接は、志願理由書を参考資料として、志願の動機や学習への関心・意欲、長所等を多面的にみるものとする。

2 平成２７年度宮城県立中学校入学者選抜日程について

(1) 県外からの出願承認願の受付

平成２６年１１月４日（火） ～ １１月２８日（金）午後３時

(2) 入学願書、調査書等の受付

平成２６年１２月１日（月） ～ １２月５日（金）午後３時

(3) 適性検査

平成２７年１月１０日（土）

(4) 選抜結果通知書の発送

平成２７年１月１６日（金）午後４時

宮城県いじめ防止基本方針について

1 策定の背景

- (1) 平成25年 9月28日：「いじめ防止対策推進法」の施行
- (2) 平成25年10月11日：国のいじめ防止基本方針「いじめ防止等のための基本的な方針」の決定

2 策定過程

- (1) 市町村教育委員会の代表者、小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校の代表者、PTAの代表者等により策定委員会を組織
- (2) 10月下旬から12月中旬にかけて策定委員会を3回開催
- (3) その間に、市町村教育委員会と県教育委員会との懇話会において進捗状況等を報告、意見聴取

3 基本方針の構成

- (1) 基本的な考え方：いじめに関する基本認識を共有するために記載
- (2) 県が実施する施策：県及び県教育委員会が実施する各種施策を列記
- (3) 学校が実施すべき施策：学校が実施すべき各種施策・取組を列記
- (4) 重大事態への対処：重大事態が発生した場合の対応手順等を記載

4 いじめ防止等に係る新規の取組

- (1) 連絡協議会の設置
学校、教育委員会、児童相談所、法務局、県警察等により構成し、いじめ防止等に係る関係機関及び団体の連携を図る。
- (2) 重大事態発生時の調査組織、再調査組織の設置
弁護士、精神科医、学識経験者等により構成し、重大事態発生時の調査等を行う。

5 今後のスケジュール

- (1) 平成25年12月：学校・教育委員会等への通知
「学校いじめ防止基本方針」策定の支援
- (2) 平成26年 3月：各学校における「基本方針」の策定
- (3) 平成26年 4月：地域・保護者と一体となったいじめ防止活動の展開

宮城県いじめ防止基本方針（概要）

1 基本的な考え方

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの理解
- (4) いじめの防止等に関する基本的考え方

2 県が実施する施策

(1) 宮城県いじめ防止基本方針の策定

- 県及び県教育委員会は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、宮城県いじめ防止基本方針を策定する。

(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

- 県は、「宮城県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
- 構成員は、学校、教育委員会、私立学校主管部局、児童相談所、法務局、宮城県警察、その他専門的な知識及び経験を有する第三者等とする。

(3) 県教育委員会の附属機関の設置

- 県教育委員会は、基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、附属機関を設置する。
- 専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保する。
- 重大事態に係る調査を学校の設置者として県教育委員会が行う場合は、この附属機関において調査を行う。

(4) 県が実施すべき施策

- いじめ防止対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。
- 教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実を図る。
- 学校裏サイトのネットパトロールの実施体制を整備する。
- 学校相互間の連携協力体制を整備する。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。
- 重大事態への対処又は、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- 私立学校主管部局の体制を整備する。

(5) 学校の設置者として実施すべき施策

- 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
- 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談ができる体制を整備する。
- 学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修を実施する。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童生徒及び保護者に対し必要な啓発活動を実施する。
- 「重大事態」に対処し、速やかに質問票の使用、その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 県教育委員会は、市町村教育委員会が、出席停止の手続きに関し必要な支援を行う。
- 学校評価、教員評価への必要な指導・助言を行う。
- 学校運営の改善を支援する。

3 学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- いじめの防止のための取組，早期発見，早期対応の在り方，教育相談体制，校内研修に係る内容を「学校いじめ防止基本方針」として策定する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- 各学校に既存の「いじめ問題対策委員会」等を活用し，専門家等を加え，実効的ないじめの防止等の対策に取り組む。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- いじめの防止
いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- いじめの早期発見
定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により，児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え，いじめの実態把握に取り組む。
- いじめに対する措置
速やかに組織的な対応をし，教職員全員の共通理解，保護者の協力，関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

- 重大事態への対処
県立学校は設置者である県教育委員会を通じて県知事へ，私立学校は当該学校を所管する県知事へ事態発生を報告する。
- 調査主体
学校の設置者は，調査を行う主体やどのような調査組織とするかを判断する。
- 調査を行うための組織
 - ・ 学校の設置者が主体になる場合は，教育委員会に設置される附属機関が実施する。
 - ・ 学校が調査の主体となる場合は，各学校に既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として，適切な専門家を加え実施する。
- 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・ いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合，いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。
 - ・ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合，当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し，在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

(2) 調査結果の報告を受けた宮城県知事による再調査及び措置

- 再調査
 - ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果については，公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に，私立学校に係る調査結果は，当該学校を所轄する知事に，それぞれ報告する。
 - ・ 報告を受けた知事が，再調査を行うに当たっては，専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。
- 再調査の結果を踏まえた措置
 - ・ 県立学校の場合，知事及び県教育委員会は，再調査の結果を踏まえ，必要な措置を講ずる。
 - ・ 再調査を行ったとき，知事はその結果を議会に報告する。

学校における取組のポイント（案）

1 いじめの防止

（１）職員の共通理解

- ① いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。
- ② いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。

（２）未然防止の基本となる学校づくり

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行う。

- ① 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ② 全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめは人間として絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

（３）いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を育成する。

- ① 児童生徒が他者の役に立ったり困難な状況を乗り越える機会を積極的に設け、児童生徒の自己有用感と自己肯定感を高める。
- ② 他者の痛みを自分の痛みとして共感することができる豊かな情操を培う。
- ③ 他者の良さを理解し、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ④ 他者との意見の違いがあっても建設的に調整できるコミュニケーション能力を育てる。

2 早期発見

日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめを積極的に認知する。

- （１）児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- （２）定期的なアンケート調査や定期的な教育相談等を実施する。
- （３）保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- （４）日頃から児童生徒の様子に注意深く目を配る。

3 いじめに対する措置

（１）いじめの発見・通報を受けたとき＝速やかに組織的に対応する

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ② 児童生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校内で直ちに情報を共有する。
- ⑤ 速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ⑥ 事実関係を迅速に被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

(2) いじめられた児童生徒への対応＝徹底して守り通す

- ① いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ② いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，必要に応じていじめた児童生徒を別室で指導したり，状況に応じて出席停止制度を活用したりする。
- ③ 状況に応じて，心理や福祉等の専門家，教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも，教職員の気付かないところでいじめが続くケースも少なくないことを認識し，継続して十分な注意を払い，折に触れて必要な指導を行う。

(3) いじめた児童生徒への指導＝毅然とした態度で指導する

- ① いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。
- ② 事実に対する保護者の理解や納得を得た上，学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめの状況に応じて，警察との連携による措置も含め，毅然とした対応をする。
相談する場合：いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき
通報する場合：児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

(4) いじめが起きた集団への指導＝自分の問題として捉えさせる

- ① たとえ，いじめを止めさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ② はやしたてるなど同調する行為は，いじめに加担する行為であることを理解させる。

4 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等を直ちに削除したり，名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合，プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- (2) 早期発見の観点から，学校の設置者等と連携し，学校ネットパトロールを実施することにより，ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- (3) メールやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用したいじを防止するため，学校における情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対する啓発活動の充実を図る。

5 その他の留意事項

- (1) 担任等が問題等をひとりで抱え込むことなく，学校全体で一致協力していじめへの対応できるよう生徒指導体制の確立を図る。
- (2) 全ての教職員の共通認識を図るため，生徒指導上の諸問題等に関する校内研修の充実を図る。
- (3) いじめの早期発見，いじめられた児童生徒の心のケア等に資するため，教育相談体制の充実を図る。
- (4) 教職員が児童生徒と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組めるよう校務の効率化を図る。
- (5) 学校評価及び職員評価において，いじめ防止等への取組状況について評価し，改善に努める。
- (6) 学校におけるいじめへの対処方針，指導計画等の情報については，日頃から家庭や地域へ積極的に公表し，家庭，地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

第344回宮城県議会議案に対する意見について

平成25年11月宮城県議会に提出された下記の予算議案及び予算外議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第12号）第3条第1項の規定により平成25年11月14日及び12月3日専決処分し、異議のない旨回答した。よって、同条第2項の規定により報告する。

記

予算議案

- ・平成25年度宮城県一般会計補正予算

予算外議案

- ・特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- ・県立学校条例の一部を改正する条例
- ・工事請負契約の締結について（宮城県登米総合産業高等学校（仮称）新築工事（その1））
- ・工事請負契約の締結について（宮城県登米総合産業高等学校（仮称）新築工事（その2））
- ・工事請負契約の締結について（宮城県立山元支援学校校舎等改築工事）
- ・工事請負変更契約の締結について（宮城県立仙台地区支援学校（仮称）校舎等新築工事）

平成25年12月18日提出

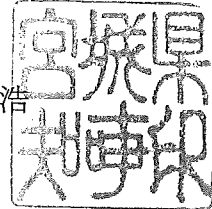
宮城県教育委員会教育長 高橋 仁



財 第 1 6 5 号
平成25年11月14日

宮城県教育委員会委員長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第344回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 予算議案

平成25年度宮城県一般会計補正予算

2 予算外議案

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

県立学校条例の一部を改正する条例

工事請負契約の締結について（宮城県登米総合産業高等学校（仮称）新築工事（その1））

工事請負契約の締結について（宮城県登米総合産業高等学校（仮称）新築工事（その2））

工事請負契約の締結について（宮城県立山元支援学校校舎等改築工事）

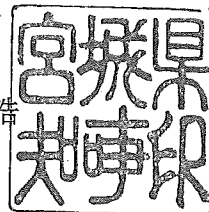
25.11.14



財第 182 号
平成25年12月3日

宮城県教育委員会委員長 殿

宮城県知事 村井 嘉浩



第344回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

予算外議案

工事請負変更契約の締結について（宮城県立仙台地区支援学校（仮称）校舎等新築工事）

第344回宮城県議会（定例会）提出予算議案の概要【教育委員会関係分】
～平成25年度 11月補正予算の概要～

1 補正予算の概要

単位：千円

	平成24年度	平成25年度			比較	
	11月現計予算額[A]	現計予算額[B]	11月補正額[C]	計[B+C]=[D]	[D-A]	[D/A]
教育委員会分	211,301,437	209,223,194	455,505	209,678,699	△ 1,622,738	99.2%

2 事業の概要

単位：千円

区分	No.	事業概要等	補正額	財源
震災対応	1	幼稚園就園奨励費 【概要】公立幼稚園等に就園する幼児に対し、市町村（仙台市含む）が行う東日本大震災を起因とした就園奨励事業への補助を行う。	381,287	繰入 381,287
	2	幼稚園の複合化・多機能化推進事業 【概要】現地での復旧が困難である石巻市の湊こども園（湊幼稚園と湊保育所の合同保育施設）について移転新築を行う復興交付金基幹事業。	1,179	繰入 1,179
	3	松島自然の家災害復旧事業 【概要】震災により壊滅的な被害を受けた松島自然の家を、平成31年度を目処に東松島市宮戸地区へ移転新築するもの。	58,848	一財 58,848
	4	埋蔵文化財発掘調査事業 【概要】震災復興事業に伴う埋蔵文化財の分布・試掘調査等を行う復興交付金基幹事業。	14,191	繰入 10,642 一財 3,549

財源	国庫支出金	0	単位：千円
	繰入金	393,108	
	県債	0	
	一般財源	62,397	
		455,505	

3 債務負担行為

【新規】

単位：千円

No.	債務負担行為名	期間	限度額
1	美術館企画展開催費負担金 企画展の開催に係る負担金を共催者に対して支払うもの。	H25.12～ H27.3	19,000

【変更】

単位：千円

No.	債務負担行為名	変更前期間	変更後期間
		変更前限度額	変更後限度額
1	女川高等学校校舎解体工事 労務単価高騰等による、工事費の増額が見込まれるため、限度額を変更するもの。	H25.4～ H27.3	(変更なし)
		98,000	147,000
2	拓桃医療療育センター・支援学校建設工事 工事の追加発注等による、工事費の増額が見込まれるため、限度額を変更するもの。	H25.4～ H27.3	(変更なし)
		5,346,000	6,776,000

第344回宮城県議会（定例会）提出予算外議案の概要【教育委員会関係分】

議第 268 号議案

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

知事等の退職手当の支給時期について、所要の改正を行おうとするもの
施行 公布の日
所管 人事課，教育庁総務課

○主な内容

引き続き複数任期在職した知事等に係る退職手当の支給時期について、原則として最終退職時とするもの

議第 283 号議案

県立学校条例の一部を改正する条例

宮城県立小松島支援学校を設置するもの
施行 平成26年4月1日
所管 特別支援教育室

議第 311 号議案

工事請負契約の締結について（宮城県登米総合産業高等学校（仮称）校舎等新築工事（その1））

請 負 金 額 1,435,350,000 円
契約の相手方 渡辺土建・浅野工務店特定建設工事共同
企業体
所管 施設整備課

- 施工地名 登米市中田町上沼字北桜場地内外
- 工事内容 校舎棟・管理棟
RC（一部S）造4階建外 延床面積7,845 m²
- 工 期 議決の日の翌日～平成27年3月13日

議第 312 号議案

工事請負契約の締結について（宮城県登米総合産業高等学校（仮称）校舎等新築工事（その2））

請 負 金 額 1,274,700,000 円
契約の相手方 太田組・只野組建設工事共同企業体
所管 施設整備課

- 施工地名 登米市中田町上沼字北桜場地内外
- 工事内容 総合実習棟・屋内運動場棟外
RC（一部S）造3階建外 延床面積7,749 m²
- 工 期 議決の日の翌日～平成27年3月13日

議第 313 号議案

工事請負契約の締結について（宮城県立山元支援学校校舎等改築工事）

（ 請 負 金 額 546,945,000 円
契約の相手方 阿部建設株式会社
所管 施設整備課 ）

- 施工地名 亶理郡山元町高瀬字合戦原地内
- 工事内容 校舎改築工事 一式
校舎棟 RC造4階 延床面積3,436㎡
渡り廊下 S造平家 建築面積110㎡ 外
- 工 期 議決の日の翌日～平成27年2月27日

議第 325 号議案

工事請負変更契約の締結について（宮城県立仙台地区支援学校（仮称）校舎等新築工事）

（ 請 負 金 額 1,285,568,550 円 → 1,341,871,650 円
契約の相手方 奥田建設株式会社
所管 施設整備課 ）

- 議 決 日 平成24年10月11日 議第207号議案
- 変 更 日 平成25年6月14日提出 報告第62号
- 変更の理由 施工内容の変更等による請負金額の変更

第1号議案

県立特別支援学校学則の一部改正について

県立特別支援学校学則（昭和43年宮城県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年12月18日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

(参考)

県立特別支援学校学則の一部改正の概要について

1 改正の趣旨

平成26年4月に開校する「宮城県立小松島支援学校」に関する所要の事項を定めるもの。

2 改正内容

(1) 教育の種別

別表第一（第一条の二関係）

学校名	教育の種別
宮城県立小松島支援学校	知的障害者に対する教育

(2) 小学部・中学部の設置

別表第二（第二条関係）

学校名
宮城県立小松島支援学校

(3) 高等部の設置

別表第三（第二条関係）

学校名	学科	修業 年限	収容定員（名）		
			第1学年	第2学年	第3学年
宮城県立小松島支援学校	普通科	3年	35	30	30

3 施行期日

平成26年4月1日

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則
県立特別支援学校学則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表宮城県立光明支援学校の項の次に次のように加える。

宮城県立小松島支援学校

知的障害者に対する教育

別表第二の表宮城県立光明支援学校の項の次に次のように加える。

宮城県立小松島支援学校

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項の次に次のように加える。

宮城県立小松島支援学校

普通科

三年

三五

三〇

三〇

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

改正後

第一条～第十七条
別表第一（第一条の二関係）

（略）

学校名	教育の種別
宮城県立視覚支援学校	視覚障害者に対する教育
宮城県立聴覚支援学校	聴覚障害者に対する教育
宮城県立聴覚支援学校小牛田校	聴覚障害者に対する教育
宮城県立光明支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立小松島支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立拓桃支援学校	肢体不自由者に対する教育
宮城県立西多賀支援学校	病弱者に対する教育
宮城県立石巻支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立気仙沼支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立名取支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立角田支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立角田支援学校白石校	知的障害者に対する教育
宮城県立迫支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立金成支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立古川支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立船岡支援学校	肢体不自由者に対する教育
宮城県立山元支援学校	病弱者及び知的障害者に対する教育
宮城県立利府支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立利府支援学校富谷校	知的障害者に対する教育
宮城県立支援学校岩沼高等学園	知的障害者に対する教育
宮城県立支援学校小牛田高等学園	知的障害者に対する教育

改正前

第一条～第十七条
別表第一（第一条の二関係）

（略）

学校名	教育の種別
宮城県立視覚支援学校	視覚障害者に対する教育
宮城県立聴覚支援学校	聴覚障害者に対する教育
宮城県立聴覚支援学校小牛田校	聴覚障害者に対する教育
宮城県立光明支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立拓桃支援学校	肢体不自由者に対する教育
宮城県立西多賀支援学校	病弱者に対する教育
宮城県立石巻支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立気仙沼支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立名取支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立角田支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立角田支援学校白石校	知的障害者に対する教育
宮城県立迫支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立金成支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立古川支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立船岡支援学校	肢体不自由者に対する教育
宮城県立山元支援学校	病弱者及び知的障害者に対する教育
宮城県立利府支援学校	知的障害者に対する教育
宮城県立利府支援学校富谷校	知的障害者に対する教育
宮城県立支援学校岩沼高等学園	知的障害者に対する教育
宮城県立支援学校小牛田高等学園	知的障害者に対する教育

改正後

別表第二(第二条関係)

学校名	宮城県立視覚支援学校 宮城県立聴覚支援学校 宮城県立聴覚支援学校小牛田校 宮城県立光明支援学校 宮城県立小松島支援学校 宮城県立拓桃支援学校 宮城県立西多賀支援学校 宮城県立石巻支援学校 宮城県立名取支援学校 宮城県立気仙沼支援学校 宮城県立名取支援学校 宮城県立角田支援学校 宮城県立角田支援学校 宮城県立白石校 宮城県立迫支援学校 宮城県立金成支援学校 宮城県立古川支援学校 宮城県立船岡支援学校 宮城県立山元支援学校 宮城県立利府支援学校 宮城県立利府支援学校富谷校
-----	--

別表第三(第二条関係)
一 (略)
二 高等部

宮城県立視覚支援学校	学校名		学科		修業年限	収容定員
	保健医療科	普通科	三年	三年		
	三年	一年	第一年	八		
	三年	一年	第二年	八		
	三年	一年	第三年	八		

改正前

別表第二(第二条関係)

学校名	宮城県立視覚支援学校 宮城県立聴覚支援学校 宮城県立聴覚支援学校小牛田校 宮城県立光明支援学校 宮城県立拓桃支援学校 宮城県立西多賀支援学校 宮城県立石巻支援学校 宮城県立名取支援学校 宮城県立気仙沼支援学校 宮城県立名取支援学校 宮城県立角田支援学校 宮城県立角田支援学校 宮城県立白石校 宮城県立迫支援学校 宮城県立金成支援学校 宮城県立古川支援学校 宮城県立船岡支援学校 宮城県立山元支援学校 宮城県立利府支援学校 宮城県立利府支援学校富谷校
-----	---

別表第三(第二条関係)
一 (略)
二 高等部

宮城県立視覚支援学校	学校名		学科		修業年限	収容定員
	保健医療科	普通科	三年	三年		
	三年	一年	第一年	八		
	三年	一年	第二年	八		
	三年	一年	第三年	八		

改 正 後

宮城県立聴覚支援学校	産業工芸科	三年	八	八	八
	機械システム科	三年	八	八	八
	被服科	三年	八	八	八
	理容科	三年	八	八	八
	普通科	三年	五六	六七	五四
	普通科	三年	三五	三〇	三〇
	普通科	三年	一四	一一	一一
	普通科	三年	四四	三五	二七
	普通科	三年	一九	二七	三〇
	普通科	三年	四一	四一	五〇
	普通科	三年	二七	二七	二七
	普通科	三年	二二	二二	二七
	普通科	三年	二二	二二	二三
	普通科	三年	二七	二七	三一
	普通科	三年	二〇	二〇	一九
	普通科	三年	一四	一四	二二
	産業技術科	三年	四八	四〇	四〇
普通科	三年	一六	一六	一六	

第一号様式(第六号様式)

(略)

三 (略)

改 正 前

宮城県立聴覚支援学校	産業工芸科	三年	八	八	八
	機械システム科	三年	八	八	八
	被服科	三年	八	八	八
	理容科	三年	八	八	八
	普通科	三年	五六	六七	五四
	普通科	三年	一四	一一	一一
	普通科	三年	四四	三五	二七
	普通科	三年	一九	二七	三〇
	普通科	三年	四一	四一	五〇
	普通科	三年	二七	二七	二七
	普通科	三年	二二	二二	二七
	普通科	三年	二二	二二	二三
	普通科	三年	二七	二七	三一
	普通科	三年	二〇	二〇	一九
	普通科	三年	一四	一四	二二
	産業技術科	三年	四八	四〇	四〇
	普通科	三年	一六	一六	一六

第一号様式(第六号様式)

(略)

三 (略)

第2号議案

平成27年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

平成27年度宮城県立高等学校入学者選抜方針を別紙のとおり定める。

平成25年12月18日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

(別紙)

平成27年度宮城県立高等学校入学者選抜方針

宮城県立高等学校における入学者選抜は、高等学校及び中学校における教育の目的の実現及び健全な教育の推進を期し、公正かつ適正な選抜方法と選抜尺度により厳正に行うものとする。

1 基本原則

- (1) 各高等学校長は、その教育を受けるに足る多様な能力と適性等を積極的に評価し、選抜するものとする。
- (2) 出願事務及び選抜事務の厳正を期するため、中学校にあっては調査書等作成のための委員会を、高等学校にあっては選抜のための委員会を設置するものとする。

2 前期選抜

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、前期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類、学校独自検査の結果及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。各高等学校は、学校独自検査及び学力検査の満点及び総点を適宜定める。
- (2) 学校独自検査
学校独自検査は、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文等の中から一つ以上実施する。
- (3) 学力検査
ア 学力検査の実施教科は、国語、数学及び英語とする。
イ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

3 後期選抜

- (1) すべての高等学校は、学校・学科の特色に応じて、後期選抜を実施する。選抜に当たって、高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査の結果に基づいて総合的に審査するものとする。
この場合、次のア～ウを実施して、その結果を選抜の資料に加えることができる。
ア 面接
イ 実技（体育及び美術に関する学科の場合）
ウ 一部教科の得点を倍にする等の傾斜配点
また、必要に応じその他の資料を加えることができる。

(2) 学力検査

ア 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。

イ 学力検査の内容は、中学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的なものを重視するとともに、生徒の多様な能力・適性等が評価できる適切な質と分量の問題になるよう配慮するものとする。

4 第二次募集

合格者数が、募集定員に満たない場合においては、第二次募集を行うものとする。選抜に当たって、高等学校長は、調査書のみを審査、あるいは調査書に、第二次募集の学力検査、面接、実技（体育及び美術に関する学科の場合）、作文のいずれか一つ又は複数の結果を合わせた審査を行うことができる。

5 連携型中高一貫教育に関する選抜

連携型中高一貫教育を実施する高等学校は、連携型中高一貫教育を実施する中学校の卒業生を対象とした選抜を実施する。選抜に当たって、当該高等学校長は、原則として、調査書、その他必要な書類及び学力検査（前期選抜に準じる。）、面接等の結果に基づいて総合的に審査するものとする。

6 社会人特別選抜

定時制課程の学科においては、前期選抜において社会人を対象とした選抜を行うことができる。当該高等学校長は、学力検査について、弾力的に対応することができるものとする。

7 通信制課程に関する選抜

当該高等学校長は上記によらず、選抜を行うことができるものとする。

(参 考)

平成 2 7 年度宮城県立高等学校入学者選抜日程

1 前期選抜・連携型中高一貫教育に関する選抜

○ 実 施 日 平成 2 7 年 2 月 3 日 (火)

○ 合格発表日 平成 2 7 年 2 月 1 0 日 (火)

2 後期選抜

○ 実 施 日 平成 2 7 年 3 月 5 日 (木)

○ 合格発表日 平成 2 7 年 3 月 1 2 日 (木)

県費負担教職員の給与負担等の指定都市への移譲について

1 背景

現行制度では、市町村立学校職員給与負担法の規定により、市町村立の小学校・中学校・特別支援学校等の基幹的教職員の給与費は都道府県の負担とされている。

これらの教職員の人事権は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により都道府県教育委員会に属するとされているが、指定都市については、同法第58条に規定された特例により、指定都市教育委員会が有するとされている。

このため、指定都市に関しては、人事権者と給与負担者が異なる状態にあり、この状況を解消するよう要望がなされてきた。

2 最近の動向

(1)「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)(抄)

指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、第30次地方制度調査会において行われている大都市制度の見直しの審議状況及び教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市へ移譲する。

(2)「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービスの提供のあり方に関する答申」

(平成25年6月25日第30次地方制度調査会答申)(抄)

事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等とまとめた財政負担が生じる場合には、税源の配分（住民税所得割や住民税法人税割のような道府県税と市町村税において課税標準が共通する税目に係る税源移譲や地方消費税交付金等の税交付金など）も含めて財政措置のあり方を検討すべきである。その際には、一律の税源配分の見直しのみによって個々の指定都市に新たに生じる財政負担を適切に措置することは困難であり、地方交付税による財源保障及び財源調整と適切に組み合わせることが不可欠である。なお、財政措置を講じるに当たっては、指定都市側と関係道府県側の間においても適切な協議の場が設けられ、合意形成が図られるべきである。

(3) 上記の閣議決定及び答申を踏まえて、平成25年9月より、総務省において、関係道府県と指定都市を交えた協議を開始し、県費負担教職員の給与負担等について道府県から指定都市へ移譲することを11月14日に関係者間で合意した。

【合意内容】

- ① 個人住民税所得割の2%を道府県から指定都市へ税源移譲する。
(国庫負担金等を除く県費負担教職員の給与負担経費の6割に相当する額)
- ② 残りの財源については、地方交付税により適切に措置するよう国に要望する。
- ③ 事務及び税源移譲の時期は、平成29年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進める。

3 県費負担教職員の給与負担等の移譲に関する今後のスケジュール(予定)

- 平成26年度以降
 - ・ 国において関係法律の改正
 - ・ 上記改正を踏まえて、関係条例等の制定・改正
- 平成29年度目途
 - ・ 給与負担等の指定都市へ移譲

平成24年度における児童生徒の問題行動等に関する調査（宮城県分）の結果について

◇文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による〔平成25年12月10日公表〕

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に繋げていくものとする。

2 調査対象期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

3 調査対象

仙台市を含む国公立小・中学校・高等学校及び中等教育学校在籍児童生徒
小学校438校(児童数123,975人), 中学校222校(生徒数65,460人), 高等学校102校(生徒数62,871人)

4 調査結果の概要

(1) 暴力行為

① 暴力行為発生件数

- 小学校における暴力行為の発生件数は123件で、前年度より2件増加した。
- 中学校における暴力行為の発生件数は704件で、前年度より31件増加した。
- 高等学校における暴力行為の発生件数は172件で、前年度より21件減少した。

② 暴力行為発生学校数

- 小学校57校（23校増加），中学校157校（34校増加），高等学校74校（1校増加）である。
※カッコ内は昨年度との比較。以下同じ。

③ 形態別発生状況

- 小学校では、対教師暴力が減少し、生徒間暴力，対人暴力，器物損壊が増加している。
- 中学校では，器物損壊が減少し，対教師暴力，生徒間暴力，対人暴力が増加している。
- 高等学校では，対教師暴力，生徒間暴力，対人暴力，器物損壊すべてが減少している。

校種 種別	小学校（件）			中学校（件）			高等学校（件）		
	発生件数		前年度 比較	発生件数		前年度 比較	発生件数		前年度 比較
	H24	H23		H24	H23		H24	H23	
対教師暴力	20	35	-15	79	68	+11	9	15	-6
生徒間暴力	70	60	+10	421	396	+25	124	126	-2
対人暴力	3	2	+1	25	14	+11	3	12	-9
器物損壊	30	24	+6	179	195	-16	36	40	-4
計	123	121	+2	704	673	+31	172	193	-21

④ 加害児童生徒数

- 小学校159人（71人増加），中学校796人（80人増加），高等学校227人（11人減少）である。

(2) いじめ

① いじめ認知件数

- 小学校におけるいじめの認知件数は8,377件で、前年度より7,443件増加した。
- 中学校におけるいじめの認知件数は1,984件で、前年度より1,335件増加した。
- 高等学校におけるいじめの認知件数は325件で、前年度より194件増加した。
- いじめの解消率は小学校99.1%（全国97.7%）、中学校99.7%（全国96.7%）、高等学校83.7%（全国96%）である。

② いじめの認知校数

- 小学校256校（137校増加）、中学校172校（66校増加）、高等学校77校（28校増加）である。

③ いじめの態様

- 小・中・高等学校ともに、いじめの態様で一番多いのは「冷やかしゃからかい等」で、小学校で約59%、中学校で約74%、高等学校で約43%となっており、二番目に多いのは「仲間はずれ、集団により無視をされる」で、小学校で約24%、中学校で約21%、高等学校で約16%となっている。

(小学校)

	種 別	認知件数(件)	割合(%)
1	冷やかしゃからかい等	4,936	58.9
2	仲間はずれ、集団による無視	2,020	24.1
3	軽くぶつかられたり、叩かれたり等	2,018	24.1
4	嫌なことや恥ずかしいこと等	937	11.2
5	ひどくぶつかられたり、叩かれたり等	724	8.6

(複数回答・上位5件)

(中学校)

	種 別	認知件数(件)	割合(%)
1	冷やかしゃからかい等	1,466	73.9
2	仲間はずれ、集団による無視	423	21.3
3	軽くぶつかられたり、叩かれたり等	364	18.3
4	金品をかくされたり、壊されたり等	166	8.4
5	ひどくぶつかられたり、叩かれたり等	95	4.8
5	嫌なことや恥ずかしいこと等	95	4.8

(複数回答・上位5件)

(高等学校)

	種 別	認知件数(件)	割合(%)
1	冷やかしゃからかい等	208	42.6
2	仲間はずれ、集団による無視	79	16.2
3	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷等	55	11.3
4	軽くぶつかる、たたかれる	52	10.7
5	ひどくぶつかられたり、叩かれたり等	27	5.5

(複数回答・上位5件)

(3) 不登校

① 不登校児童生徒数

- 小学校における不登校児童数は455人（出現率0.37%）で、前年度より24人増加した。
- 中学校における不登校生徒数は2,056人（出現率3.14%）で、前年度より142人増加した。
- 高等学校における不登校生徒数は1,463人（出現率2.33%）で、前年度より122人増加した。
- 再登校率は小学校35.2%（全国33.8%），中学校31.5%（全国29.6%），高等学校28.2%（全国32.4%）である。

② 不登校在籍校数

- 小学校187校（2校減少），中学校209校（6校増加），高等学校99校（増減なし）

③ 不登校のきっかけ

- 小学校においては「不安など情緒的混乱」が最も多く、次いで「無気力」、中学校においては「無気力」が最も多く、次いで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、高等学校では「無気力」が最も多く、次いで「不安など情緒的混乱」となっている。

(小学校)

	不登校のきっかけと考えられる状況	割合(%)
1	不安など情緒的混乱	19.2
2	無気力	14.5
3	親子関係をめぐる問題	13.1
4	家庭の生活環境の急激な変化	10.9
5	病気による欠席	7.7
	いじめ	1.1

(複数回答・上位5件)

(中学校)

	不登校のきっかけと考えられる状況	割合(%)
1	無気力	20.2
2	いじめを除く友人関係をめぐる問題	14.4
3	不安など情緒的混乱	12.7
4	学業の不振	8.3
5	親子関係をめぐる問題	7.0
	いじめ	1.6

(複数回答・上位5件)

(高等学校)

	不登校のきっかけと考えられる状況	割合(%)
1	無気力	23.0
2	不安など情緒的混乱	16.0
3	いじめを除く友人関係をめぐる問題	9.8
4	あそび・非行	7.4
5	学業不振	6.0
	いじめ	0.5

(複数回答・上位5件)

※不登校のきっかけと考えられる状況の区分については、平成22年度より新しい区分になった。

(4) 高等学校中途退学

① 中途退学者数

- 高等学校の中途退学者数は1,212人で、55人減少した。
- 中途退学率は1.9%で、0.1ポイント減少した。

② 中途退学の事由

- 「学校生活・学業不適応」を事由とした中途退学者の割合は42.7%で前年度より2.4ポイント減少した。
- 「進路変更」を事由とした中途退学者の割合は、28.4%で前年度より2.4ポイント増加した。

5 県教委としての対応

今回の調査結果については、震災後2年目の小・中・高等学校における問題行動等の状況を示すものである。全体的には、特に小・中学校においては、暴力行為・いじめ・不登校ともに増加しており、震災の影響がこういった問題行動等の数字となって現れているものと考えられる。震災から3年目を迎え、問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応への取組をこれまで以上に留意して取り組んでいるところであるが、今後さらに、児童生徒が互いに尊重し合い、志をもって学校生活を送ることができるよう人間関係づくりを基盤とした分かる授業づくりなど、教育活動の質的改善を図る。併せて、生徒指導体制を一層整備し、県警等との連携を強化するなどして以下の取組を積極的に推進していく。

(1) 暴力行為

- ① 生徒指導支援事業における教員加配や警察・教員OB等の支援員の拡充
- ② 各学校におけるスクールサポーター制度の活用促進
- ③ 学校警察連絡協議会連絡会における学校と警察の情報交換と連携の強化
- ④ 中学校・高等学校生徒指導連絡協議会における生徒指導の諸問題の協議と学校間連携の強化
- ⑤ 生徒指導主事研修会における生徒指導の諸問題の協議の強化

(2) いじめ

- ① 「いじめ防止対策推進法」の施行を受けた各小・中・高等学校での「学校いじめ防止基本方針」の策定と対応策の具体化
- ② 県教委作成のいじめの早期発見、早期対応のための教師用リーフレットの活用推進
- ③ 指導主事学校訪問における「いじめ問題等に係る話合い」や校内研修の充実による教師の意識の高揚と、未然防止、早期発見、早期対応の徹底
- ④ 市町村教育委員会の要望に応じた県の職員（指導主事、在学青少年育成員）の派遣（小・中）
- ⑤ 児童生徒対象の「いじめ問題を考えるフォーラム」及び教員対象のいじめ問題に関する講演会の継続開催（小・中）
- ⑥ 道徳心や規範意識の向上を目的としたみやぎ高校生マナーアップ運動の展開（高）

(3) 不登校

- ① 志教育を通じた通学への意欲と目的意識の向上
- ② 体験活動やみやぎアドベンチャープログラム（MAP）等を通じた人間関係づくりの促進
- ③ 不登校児童生徒の学校復帰を支援する登校支援ネットワーク事業の拡充
- ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置拡充による相談体制の充実
- ⑤ 不登校対策リーフレットや不登校対策チェックシート、不登校児童生徒の記録表等の活用による各学校の組織的・計画的な不登校対策の促進（小・中）
- ⑥ 不登校担当教員を対象にした「不登校対策研修会」の開催（小・中）
- ⑦ 各市町村教育委員会や関係機関との連携の強化（小・中）

(4) 高等学校中途退学者

- ① 志教育を通じた学ぶ意欲と社会貢献意識の向上
- ② 分かりやすい授業づくりを通じた学ぶ意欲の向上
- ③ 体験活動を通じた良好な人間関係の構築
- ④ 教育相談体制の充実と組織的対応の強化
- ⑤ 中学校と高等学校との連携の強化

平成26年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数について

平成26年度宮城県仙台二華中学校及び宮城県古川黎明中学校入学者選抜の出願が12月6日午後3時に締め切られ、下記のとおり出願者数がまとまったもの。

記

1 募集定員 各105人（男女）

2 出願者数及び出願倍率

校名	募集定員	出願者数	出願倍率
宮城県仙台二華中学校	105人（男女）	535人 (男240人, 女295人)	5.10倍
宮城県古川黎明中学校	105人（男女）	254人 (男109人, 女145人)	2.42倍

3 適性検査

(1) 実施日 平成26年1月11日（土）午前8時30分～

(2) 検査会場 ○ 宮城県仙台二華中学校・高等学校
(宮城県仙台二華中学校入学者選抜)

○ 宮城県古川黎明中学校・高等学校
(宮城県古川黎明中学校入学者選抜)

(3) 検査内容 総合問題, 作文, 面接

4 選抜結果通知 平成26年1月17日（金）午後4時郵送

<参考>

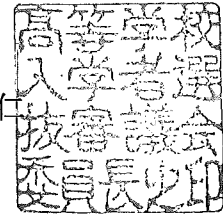
平成25年度宮城県立中学校入学者選抜の出願者数

校名	募集定員	出願者数	出願倍率
宮城県仙台二華中学校	105人（男女）	666人 (男303人, 女363人)	6.34倍
宮城県古川黎明中学校	105人（男女）	273人 (男108人, 女165人)	2.60倍

平成25年11月27日

宮城県教育委員会
教育長 高橋 仁 殿

高等学校入学者選抜審議会
委員長 菅野 仁



宮城県公立高等学校入学者選抜の改善について(提言)

本審議会は、宮城県公立高等学校入学者選抜の改善について、下記のとおり提出します。

記

宮城県公立高等学校入学者選抜の改善に係る提言(別紙)

宮城県公立高等学校入学者選抜の改善に係る提言

- 新入試制度は、受験生の意欲・目的意識を大切にし、多様な能力を多面的に評価するとともに、各高校の特色ある学校づくりを一層推進すること、前期選抜・後期選抜とも学力検査を実施することで、受験生の学習意欲を喚起し中学校段階における確かな学力の定着を図ることなどの視点を踏まえ導入されたものである。初めての実施となった平成25年度入試は、大きな混乱もなく概ね円滑に実施されたものと考えられる。
- 前期選抜の募集割合については、旧制度の課題であった、「推薦合格後、学習意欲が低下する合格者が見られ、早期合格後の指導や学習活動に影響が出ている」ことを踏まえて、旧制度よりも少ない割合としたが、出願者数が多くなったことから、結果として多くの不合格者を出すこととなった。このことについては、出願状況等を踏まえ、今後、必要な検討を加えることが望まれる。

なお、その際には、旧制度の課題について、中学・高校連携による手立てを講ずるなど、十分留意することが必要である。
- 入学者選抜の実施に係る検証については、複数年にわたる推移を見極めたうえで慎重に判断すべき内容もあることから、次年度以降も、質問紙による調査を行うなど、入学者選抜審議会及び専門委員会で継続して調査研究を進めていく必要がある。

平成26年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について

	H25.3月末	H25.7月末	H25.8月末	H25.9月末	H25.10末	前年同月	増減 (当月－前年同月)	H25.11末
内定率	98.5%	—	—	37.3%	62.6%	59.1%	3.5%	78.9%
全国平均	95.8%	—	—	—	64.1%	60.9%	3.2%	—
内訳								
卒業予定者	20,462	20,029	20,015	19,957	19,970	20,551	▲ 581	19,950
進学希望者	15,382	14,715	14,760	14,706	14,833	15,387	▲ 554	14,859
臨時的仕事希望者	245	37	65	70	86	47	39	96
進路未定者	63	208	153	130	116	147	▲ 31	113
就職希望者	4,772	5,069	5,037	5,051	4,935	4,970	▲ 35	4,882
内訳	県内	4,028	4,428	4,316	4,298	4,207	0	4,174
	県外	744	641	721	753	728	▲ 35	708
	職安・学校紹介	4,093	4,278	4,201	4,163	4,134	▲ 45	4,147
	縁故・自営	330	175	230	230	255	▲ 22	277
	公務員	349	616	606	658	546	32	458
就職内定者	4,702	—	—	1,882	3,089	2,937	152	3,853
内訳	県内	3,960	—	—	1,469	2,531	162	3,234
	県外	742	—	—	413	558	▲ 10	619
	職安・学校紹介	4,038	—	—	1,820	2,873	103	3,436
	縁故・自営	321	—	—	62	100	5	134
	公務員	343	—	—	0	116	44	283
就職未内定者	71	—	—	3,169	1,846	2,033	▲ 187	1,029
月間受験者数	100	—	—	3,949	1,014	1,170	▲ 156	800

【概況】※()内は前年同月

- ① 就職内定率 : 62.6% (59.1%)
- ② 就職希望者の割合 : 県内 85.2% (84.6%) 県外 14.8% (15.4%)
- ③ 県内外の内定率 : 県内 60.2% (56.3%) 県外 76.6% (74.4%)
- ④ 内定者の割合 : 県内 81.9% (80.7%) 県外 18.1% (19.3%)
- ⑤ 男女別の内定率 : 男子 65.5% (61.5%) 女子 58.8% (55.9%)
- ⑥ 県内求人倍率

宮城労働局発表 県内求人倍率(10月末現在)(職安学校紹介のみ、ただし支援学校・通信制含む)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
県内求人数	6,267	5,343	3,091	3,096	3,766	6,074	7,204
県内求職者数	4,779	4,441	3,843	3,836	3,114	3,504	3,520
求人倍率	1.31	1.20	0.80	0.81	1.21	1.73	2.05

⑦ 学科別内定率

	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	その他	総合学科
平成25年度(10月末)	50.2%	73.6%	79.6%	66.6%	68.1%	56.1%	36.6%	62.7%
平成24年度(10月末)	46.8%	64.4%	78.4%	57.8%	66.4%	65.1%	42.9%	62.6%
平成23年度(10月末)	35.6%	40.2%	70.1%	48.5%	58.1%	42.1%	40.4%	54.6%

気仙沼向洋高等学校の復旧に係る進捗状況について

1 再建計画について

東日本大震災により甚大な被害を受けた気仙沼向洋高校については、平成29年度末までに気仙沼市南部に移転再建することとしている。

2 進捗状況について

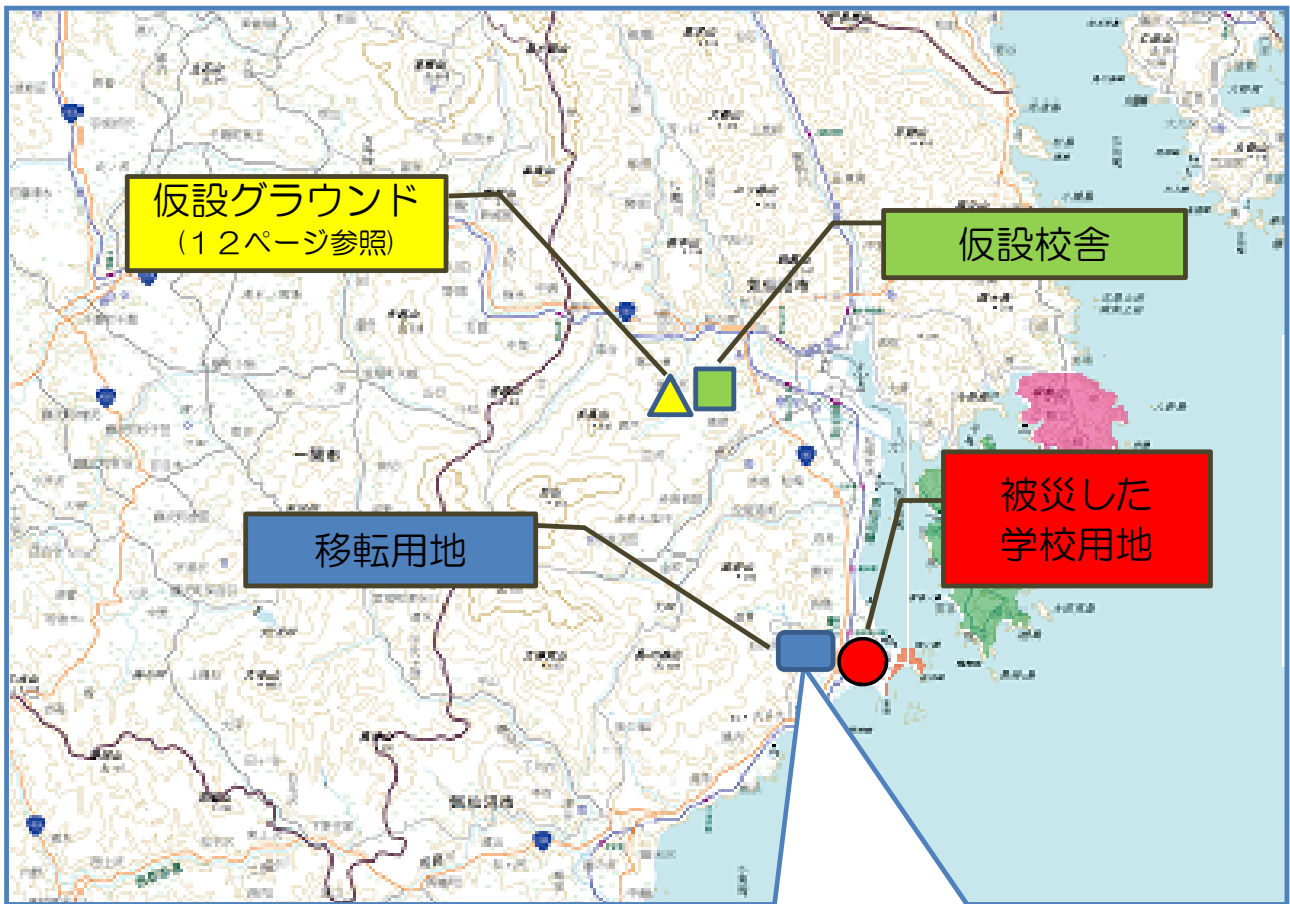
移転再建の方針に基づき、これまで移転候補地を選定し、用地取得に努めてきた。

	校舎移転用地	仮設グラウンド
用地の所在地	気仙沼市長磯中原地区周辺	気仙沼市九条地区
面積	約6.0ヘクタール	約1.0ヘクタール
地権者数	25人	7人
地元説明会	平成24年 7月18日及び 平成25年 3月25日 (事業説明) 平成25年 5月23日 (事業説明, 参考価格提示)	平成25年 3月26日 (事業説明) 平成25年 9月5, 6日 (事業説明, 参考価格提示)
用地仮契約会	平成25年12月12日 13日	測量及び造成設計終了後開催
復興整備協議会	平成25年12月26日	/
復興整備計画公表 (農振除外, 農地転用)	平成26年 1月10日	
現 状	当初候補地の一部が取得困難となり、区域を変更して交渉した結果概ね必要面積の取得に目途がついた。	必要とする面積の取得に目途がついた。

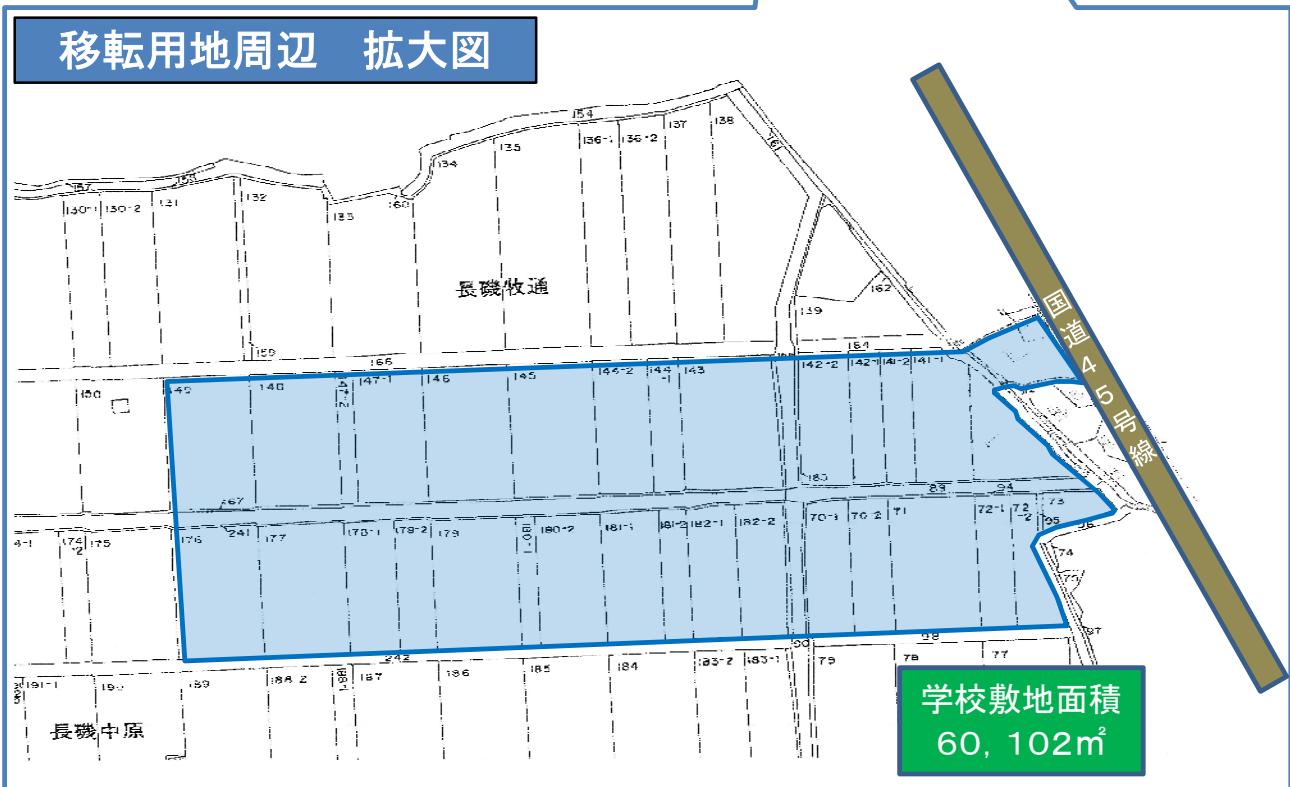
3 今後の予定について

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
移 転 再 建	土地 造成	用地取得 → 造成基本設計	造成実施設計	造成工事・グラウンド等整備工事			新校舎 供用開始
	建築 工事		建築基本・実施設計	校舎等建築工事			
仮設グラ ウンド		測量・造成設計	造成工事				

【 気仙沼向洋高等学校 】 移転建設予定地位置図



移転用地周辺 拡大図



気仙沼向洋高等学校仮設グラウンド用地

気仙沼向洋高等学校
仮設校舎・仮設実習棟等
(気仙沼高等学校第二運動場)

